

入札（見積）結果公表台帳

工事関係

事業名	久世荒内・寺田塚本地区造成工事その13	所管課	新市街地整備課
-----	---------------------	-----	---------

入札に参加する者に必要な資格	別紙
----------------	----

参加業者		
株式会社ナカガワ		
株式会社城南工建		
有限会社フェニックスジャパン		
株式会社西共建設		
栄建設工業株式会社		
株式会社堀井建設		
株式会社原田組		

順位	入札人	第1回入札金額	第2回入札金額	入札結果
	株式会社堀井建設	89,216,000	くじ引き	決定
	栄建設工業株式会社	89,216,000	くじ引き	
	株式会社原田組	89,216,000	くじ引き	
	有限会社フェニックスジャパン	89,216,000	くじ引き	
	株式会社城南工建	99,500,000		
	株式会社西共建設	無効（誤記載）		
	株式会社ナカガワ	辞退		

(1) 契約の相手方	住 所 京都府城陽市平川横道38-1 商号又は名称 株式会社堀井建設 代 表 者 代表取締役 堀井 裕司
(2) 契約金額	96,353,280 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 7,137,280 円)
(3) 工期（納期限）	着 工 平成29年（2017年）5月22日 完 成 平成29年（2017年）11月30日
(4) 工事（納入）場所	城陽市 久世荒内・寺田塚本 地内
(5) 設計金額（税別）	101,567,000 円
(6) 予定価格（税別）	101,567,000 円
(7) 最低制限価格（税別）	89,216,000 円
(8) 契約締結予定日	平成29年（2017年）5月22日
(9) 入札（見積）日	平成29年（2017年）5月11日 及び平成29年（2017年）5月12日
(10) 開 札 日	平成29年（2017年）5月15日

入札（見積）結果公表台帳

50
別紙

競争に参加する者に必要な資格

競争に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 土木一式工事に係る平成29年度城陽市建設工事指名受付簿に登載されている者であること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づく指名競争入札参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に国土交通省、京都府及び京都府内の地方公共団体の指名競争入札において指名停止とされていないこと。
- ④ 城陽市内に本社（本店）が所在する者であること。
- ⑤ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による最新の経営事項審査（審査基準日が、確認申請書の受付前の直近のものに限る。）における土木一式工事について、総合評定値が800点以上の者であること。
- ⑥ 建設業法第3条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有している単体企業であること。
- ⑦ 土木工事に係る技術者で、自社で恒常的に雇用している監理技術者資格者証の交付を受けた者で、5年以内に監理技術者講習を修了した者を当該工事現場に専任で配置し得ること。
- ⑧ 入札の参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
 - i 資本関係
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ii 人的関係
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
 - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - iii その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記の i 又は ii と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ⑨ 城陽市暴力団排除条例（平成25年城陽市条例第28号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。